

## 釧路市公金保全対策会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市の公金管理における諸課題を審議するため、釧路市公金保全対策会議（以下「保全対策会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 保全対策会議は、市長、副市長、公営企業管理者、財政部長、総務部長、企業会計主管部長、会計管理者、会計室長及び財政課長をもって組織する。

2 前項に定める者のほか、市長がその都度指定する公金管理関係部長等を保全対策会議に出席させることができる。

### (審議事項)

第3条 保全対策会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 釧路市公金管理方針の変更に関する事。
- (2) 金融状況の変化等に的確に対応するための措置に関する事。
- (3) 公金管理に関係する金融機関の経営が破綻し、又は破綻の恐れが生じた場合の対策に関する事。
- (4) 各年度の公金保護方策の決定に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事項

### (会議)

第4条 保全対策会議は、市長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

2 市長に事故あるときは、副市長がその職務を代理する。

### (報告)

第5条 保全対策会議の決定事項のうち、市長が特に重要と認める事項は、遅滞なく庁議に報告するものとする。

### (公金管理事務連絡会議)

第6条 保全対策会議の事務を補助させるため、釧路市公金管理事務連絡会議（以下「事務連絡会議」という。）を置く。

2 事務連絡会議は、会計室長、財政課長、総務課長、企業会計主管課長及び審議事項に関わる公金管理関係課長等をもって構成し、会計室長が主宰してこれを開催する。

3 事務連絡会議は、第3条に掲げる事項及び次に掲げる事項について調査検討を行い、特に重要と認められる事項は、保全対策会議に報告するものとする。

- (1) 金融機関の経営状況の把握・分析
- (2) 公金の預金・借入金等の情報集積
- (3) 公金の具体的保護対策

### (事務)

第7条 保全対策会議及び事務連絡会議に関する事務は、会計室及び財政部財政課において行う。

### 附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。